

第三次菊池市行政改革大綱  
平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 3 月

菊 池 市

## ～菊池市第三次行政改革大綱の策定にあたって～

平成12年の地方分権一括法の施行により国と地方の役割分担が明確化され、自治体自らの責任と権限において地域を運営していくが求められるようになりました。

そうした中であって、本市では平成17年に1市2町1村の合併を行い、多様化・高度化する行政課題への適切な対応、市民の利便性の一層の向上、行財政のさらなる効率化を図るため、集中改革プラン、第一次行政改革大綱、第二次行政改革大綱等を策定し、組織機構の見直しや計画的な職員数の削減、民間活力の活用など、行政サービス向上のための改革を行い、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、バブル崩壊後の長引く不況や三位一体改革の影響等により、本市の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、平成27年度からは、地方交付税の一本算定に向けた縮減が行われるとともに、生産年齢人口の減少による大幅な税収減も予想されるどころです。

さらに、少子高齢化の急速な進展による人口構造の大きな変化は、年金・医療・介護などの社会保障費への影響のみならず、地域コミュニティや地域福祉等にも大きく影響していくものと思われまます。

このような状況が想定される中で、従来の行政サービスを維持し、継続的に提供していくことは困難な状況となることが予想され、これからの行政サービスのあり方自体を市民と行政の協働によるまちづくりという新しい視点から見直し行くことが求められているものと考えます。

行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ、市民団体・民間団体・企業等の社会的サービスの一端を担うもの同士が、より一層協働と連帯を強めること、つまり「市民力」を結集することにより、合併10周年を迎える今、次の10年、次の世代に向けた菊池市のまちづくりを行うことが何より重要であると思います。

今後、菊池市第三次行政改革大綱を確実に進め、「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の癒しの里きくち」の実現を目指してまいります。市民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成27年3月

菊池市長 江頭 実

## 目次

- 1 これまでの行政改革
  - (1) 行政改革の取り組み . . . . . P 1
  - (2) 行政改革の成果 . . . . . P 1
  - (3) 第二次行政改革大綱の取り組みと成果 . . . . . P 2
    - ①改善項目
    - ②財政効果
    - ③職員数の見直し
  - (4) 財政健全化への取り組み . . . . . P 5
    - ①経常収支比率の推移
    - ②実質公債費比率及び将来負担比率(健全化判断比率)の推移
    - ③人件費の推移
- 2 本市の社会経済状況
  - (1) 人口推移及び将来予測 . . . . . P 9
    - ①菊池市の人口推移
    - ②年齢別人口割合の推移
  - (2) 行政運営の課題 . . . . . P 10
  - (3) 国の動向と地方の役割 . . . . . P 11
  - (4) 公共の担い手 . . . . . P 12
- 3 これからの行政改革
  - (1) 行政改革の目的と位置づけ . . . . . P 12
    - ①行政改革大綱の目的
    - ②行政改革大綱の位置づけ
  - (2) 第三次行政改革大綱の計画期間 . . . . . P 14
  - (3) 行政改革の視点 . . . . . P 15
  - (4) 行政改革の基本方針 . . . . . P 15
- 4 行政改革の推進体制 . . . . . P 17
- 5 取組事項 . . . . . P 18

## 1 これまでの行政改革

### (1) 行政改革の取り組み

本市では、平成18年3月に「集中改革プラン」を策定しました。このプラン策定に当たっては、「職員自らの改革意識とやる気を高めること」、「多くの市民の声を可能な限り活かすこと」を基本理念として取り組んできました。

また、平成18年10月には、「第一次行政改革大綱」を策定し、市政の主役である市民の意識や人口動態の検証、さらには市財政が抱えている課題等を基に、行政改革の基本方針を掲げ、8つの具体的な実施項目の実現に向けて努力してきました。

平成22年3月策定の第二次行政改革大綱では、簡素で効率的な行政運営を行うとともに、新たな視点として市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供と市民の暮らしの満足度の向上を図ることを重点課題と捉え、「簡素で効率的な行政運営」と「市民視点の行政サービスの充実」を目的に、質の高い行財政運営を目指すこととし、取り組みを進めました。

### (2) 行政改革の成果

平成18年度から21年度までを目標期間とした第一次行政改革大綱、集中改革プラン及び実施計画では、38の実施項目を掲げ、事務事業の再編・整理・廃止統合、民間委託等の推進、組織・機構の見直し、定員管理・給与適正化、外郭団体の見直しなど、主に量の改革に重点を置いて行政改革を推進してきました。

その結果、歳出削減と歳入増加を図ることができ、5年間で約10億3千万円の効果がありました。

また、平成22年度から26年度までを目標期間とした第二次行政改革では、菊池市総合計画に掲げる「行財政の効率化」を具現化するために、20の実施項目を掲げて取り組んできました。

併せて、第一次行政改革で重点的に進めた量の改革に加え、市民利便性の向上や行政の透明化といった市民視点の行政サービスの充実を図るために、質の改革にも取り組んできました。

特に、民営化や民間委託といった民間活力の活用、遊休地の売却、外郭団体見直し方針策定及び方針に基づいた取り組みなどで量の改革を図り、コンビニ払込サービスの一部導入や開庁時間延長などで、市民サービスの向上を図る質の改革を行ってきました。

### (3)第二次行政改革大綱の取り組みと成果

#### ① 改善項目

第二次行政改革大綱では、実施項目として20項目を掲げて推進してまいりましたが、計画期間終了となる平成27年3月31日（本計画作成時期は平成26年11月）を目途とすると、達成項目が7項目、順調に実施中が5項目、遅れている項目が8項目となっています。

主要項目	実施 項目数	達成 項目数	順調 項目数	遅れ 項目数
(1)市民の利便性の向上	4	2	0	2
(2)行政の透明化	3	0	1	2
(3)成果重視の行政運営	1	1	0	0
(4)民間活力の活用	3	2	1	0
(5)効率的な組織体制	4	2	1	1
(6)財政の健全化	3	0	1	2
(7)外郭団体の見直し	2	0	1	1
合計	20	7	5	8

#### ② 財政効果

平成18年度から平成21年度までの第一次行政改革大綱による財政効果は、合計で約10億3千万円でした。平成22年度から平成26年度までの第二次行政改革大綱による財政効果は、合計で約4億7百万円でした。

(単位：千円)

主要項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
(1)市民の利便性の向上	0	0	0	0	0	0
(2)行政の透明化	0	0	0	0	0	0
(3)成果重視の行政運営	0	0	0	0	0	0
(4)民間活力の活用	0	3,144	31,822	38,151	0	73,117
(5)効率的な組織体制	99,093	25,180	101,050	47,467	0	272,790
(6)財政の健全化	0	11,752	152	331	2,537	14,772
(7)外郭団体の見直し	18,983	25,000	0	0	2,988	46,971
各年度の合計	118,076	65,076	133,024	85,949	5,525	407,650

### ③ 職員数の見直し

- ・平成17年度から平成22年度

総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の趣旨に沿って、集中改革プランを策定し、数値目標を設定し定員管理に取り組んできました。

結果、目標を上回る14.8%の削減、91名の減となりました。

【計画1：集中改革プラン】

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	計	
計画	年度当初職員数	613	601	599	592	576	565	-	
	年度内増減	△12	△2	△7	△16	△11	-	△48	
	増減率 (%)	△2.0	△0.3	△1.1	△2.6	△1.8	-	△7.8	
実績	年度当初職員数	613	601	583	555	533	522	-	
	年度内増減	退職	△20	△18	△29	△32	△23	-	△122
		採用	8	0	1	10	12	-	31
			△12	△18	△28	△22	△11	-	△91
	増減率 (%)	△2.0	△2.9	△4.6	△3.6	△1.8		△14.8	

※「年度当初職員数」は、各年度4月1日の職員数とする。

※「採用」は、次年度4月1日付け採用数とする。

※職員数には、教育長、教育審議員、教育指導主事を含み、県からの派遣職員を除く。

- ・平成22年度から現在まで

平成22年度以降は、特に公表した計画はありませんが、退職者の6割相当を採用するといった内規により、職員数の適正化を進めてきました。

【計画2】

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	計	
計画	年度当初職員数	522	518	512	506	502	496	-	
	年度内増減	退職予定	△11	△17	△15	△11	△17	-	△71
		採用予定	7	11	9	7	11	-	45
			△4	△6	△6	△4	△6	-	△26
	増減率 (%)	△0.8	△1.1	△1.1	△0.8	△1.1	-	△5.0	
実績	年度当初職員数	522	512	503	499	495		-	
	年度内増減	退職	△19	△25	△18	△16		-	△78
		採用	9	16	14	12		-	51
			△10	△9	△4	△4		-	△27
	増減率 (%)	△1.9	△1.7	△0.8	△0.8		-	△5.2	

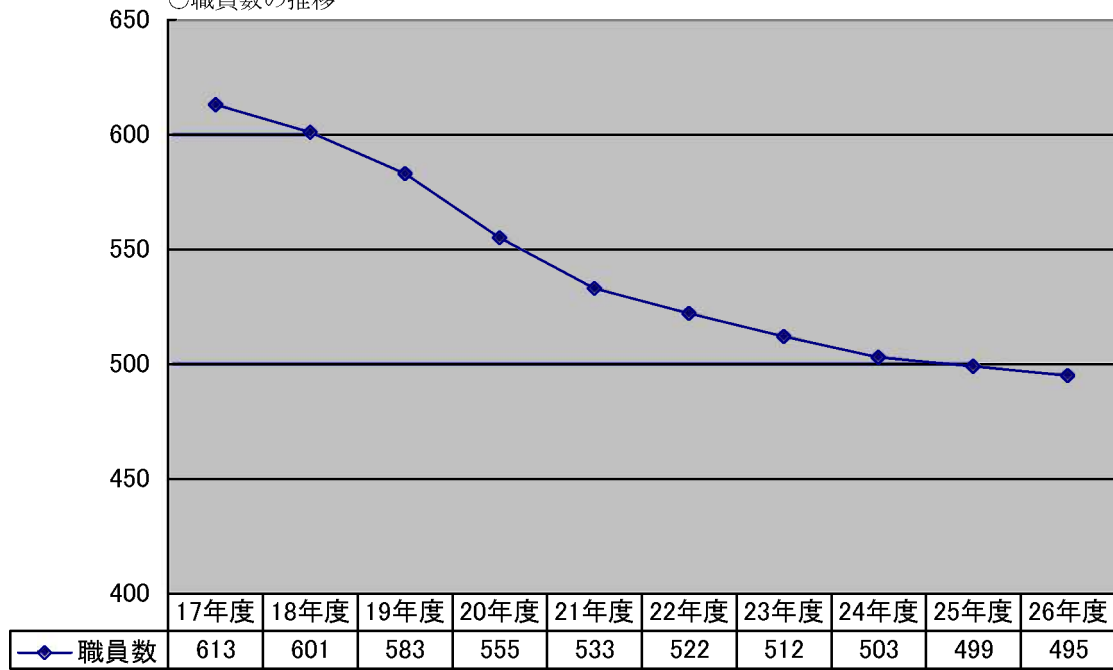
※計画において、「採用予定」は「退職予定」×0.6としている。

※「年度当初職員数」は、各年度4月1日の職員数とする。

※「採用」は、次年度4月1日付け採用数とする。

※職員数には、教育長、教育審議員、教育指導主事を含み、県からの派遣職員を除く。

○職員数の推移



#### (4)財政健全化への取り組み

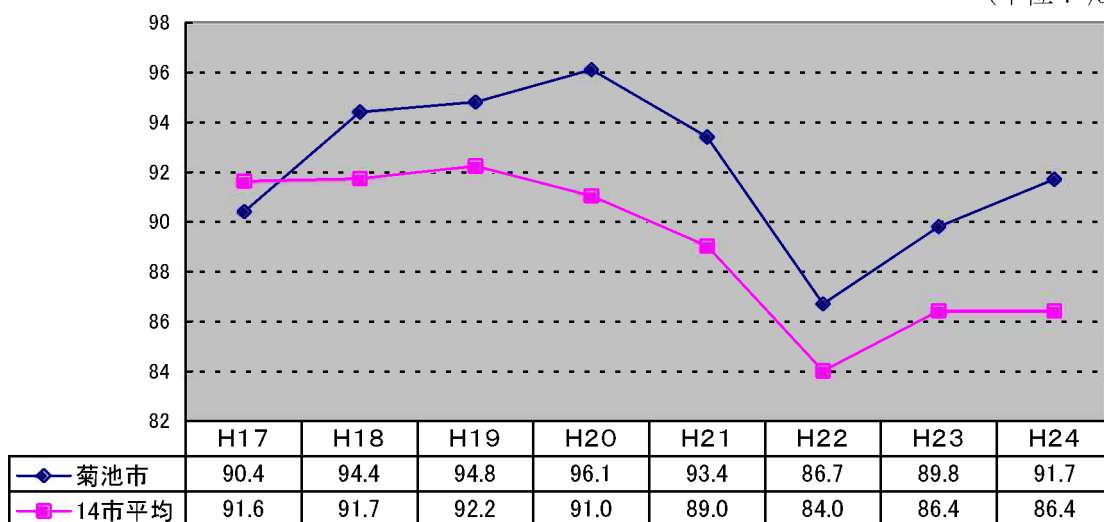
##### ① 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を表す指標であり、都市部では70%～80%が適正水準といわれています。<sup>[2]</sup>

本市においては、第一次行政改革の取組みもあり徐々に健全化の方向に向かってきました。

平成22年度以降については、高齢化の進展などにより社会保障関連経費が増大しているため、県下14市と同様に徐々に悪化し、平成24年度決算においては91.7%となっています。14市平均と比べると高い水準で推移しており、財政構造の弾力性が硬直化しているため、今後更なる行財政改革を推進する必要が有ります。

(単位：%)



##### ② 実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）の推移

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算に基づく実質的な赤字や公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等による指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率には4つの指標がありますが、実質赤字比率<sup>[3]</sup>及び連結実質赤字比率<sup>[4]</sup>については赤字が無いため、それ以外の財政健全化指標である2つの指標（実質公債費比率<sup>[5]</sup>・将来負担比率<sup>[6]</sup>）の推移について説明します。

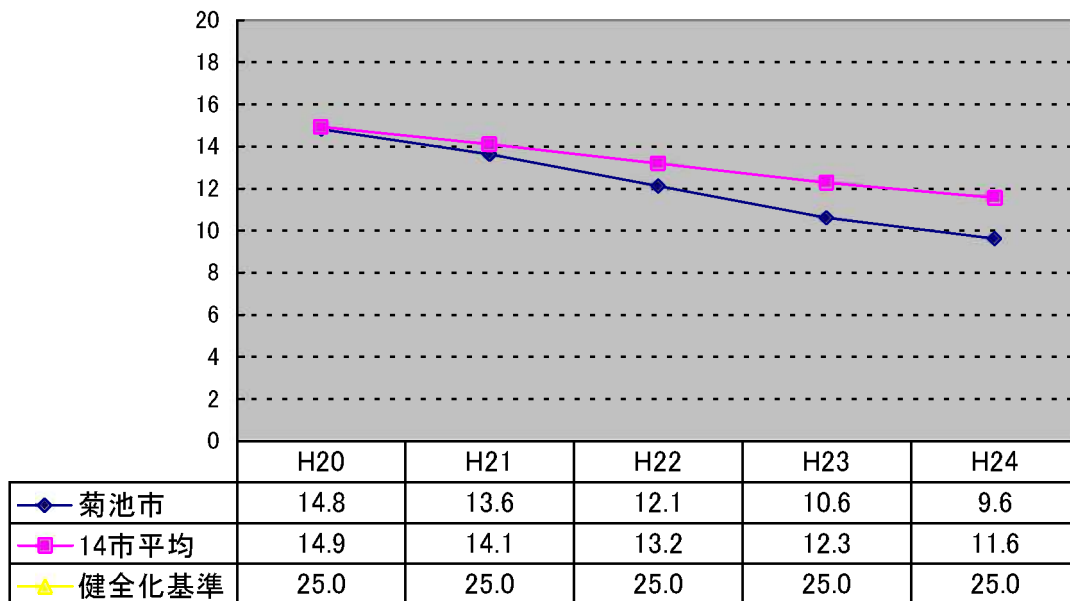
指標の数値は少ない方が健全で、早期健全化基準を越えた場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組む必要があります。

本市の指数は現状では健全な状況を示しています。



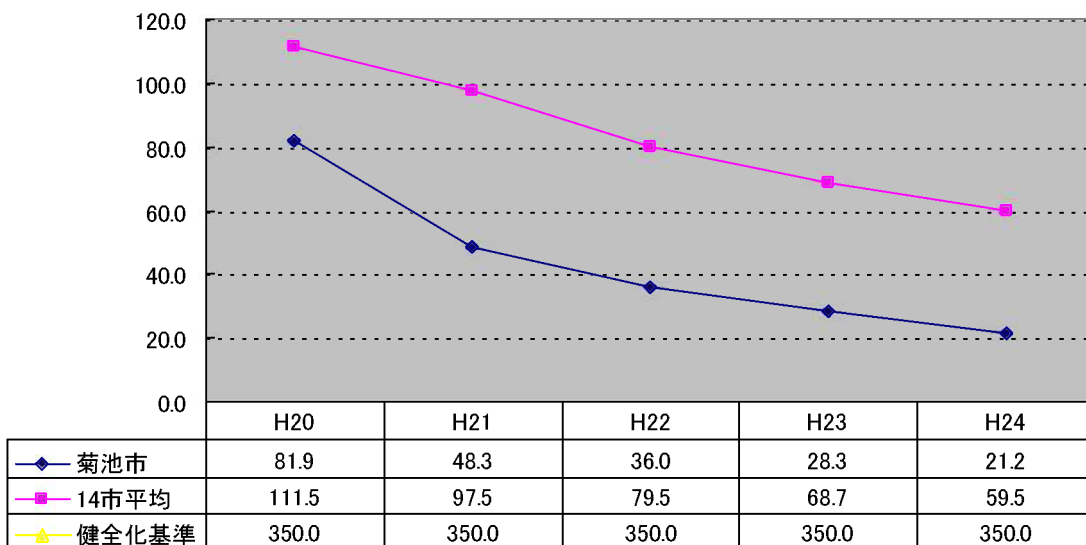
### 【実質公債費比率】

普通会計及び特別会計や一部事務組合等の負担を含めた指標となるもので、借金の返済額及びこれに準じる負担の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示しています。



### 【将来負担比率】

地方公共団体の普通会計及び特別会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。



実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも県下14市平均より下回っています。また、平成20年度と比較しても徐々に改善されてきています。要因としては補償金免

除繰上償還を活用した公債費負担の減少や、基金残高の確保などにより財政構造改革に向けた取組みが進んでいることが伺えます。但し、交付税の一本算定化が平成27年度より段階的に実施されるため、今後は益々財政運営が厳しくなることが予想されることから尚一層の行財政改革が必要です。

### ③ 人件費の推移

普通会計ベースでみる人件費については、合併当初から平成24年度までに約8億91百万円減少しています。

行政改革の大きな成果が果たされた費目となっています。

特に職員数の削減については、合併当初から平成26年4月1日現在までに92名の削減（特別会計を含めると118名の減）を果たし、早い段階で定員適正化計画の削減目標を上回ることができました。

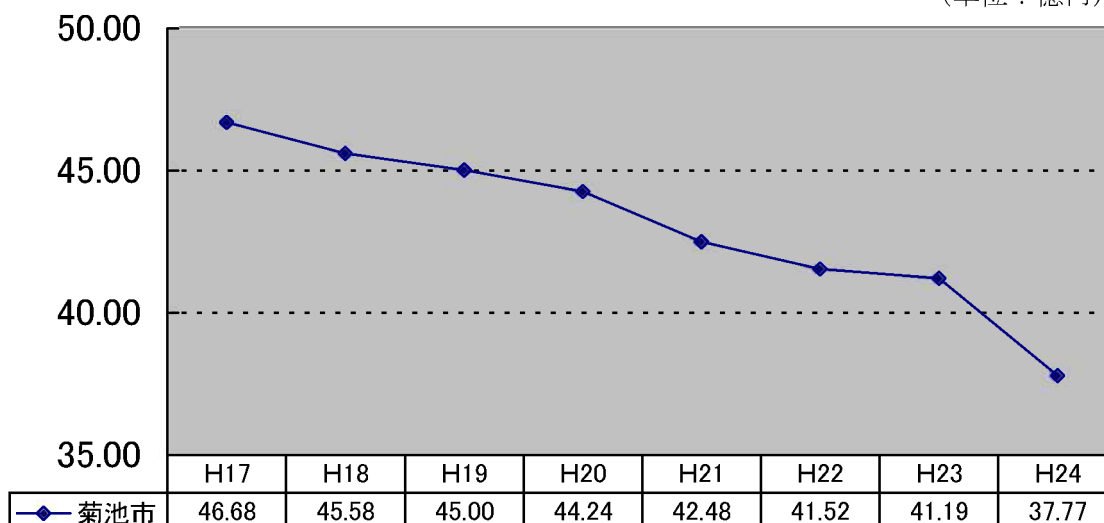
人口規模に対する人件費を示す市民一人当たりの人件費も、平成17年度に88,562円であったものが平成24年度には73,963円まで減少しています。

このように、人口減少に見合った人件費抑制も果たしてきたところです。

しかしながら、コーホート増減率を用いた人口推計で見ると、今後は5年ごとに2,200～2,500人程度減少することが見込まれているため、市民一人当たりの人件費の抑制を果たすことは厳しさを増すとともに、税金や交付税への影響も懸念されるところです。

【人件費の推移】

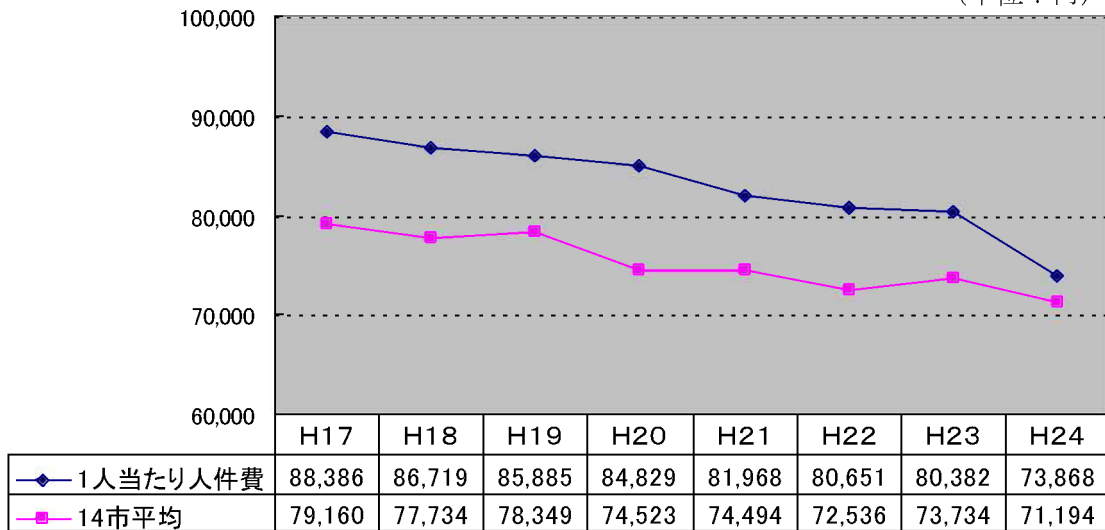
(単位：億円)



※数値は決算統計によるため普通会計のみ対象

【市民一人当たりの人件費の推移】

(単位：円)



※数値は決算統計によるため普通会計のみ対象

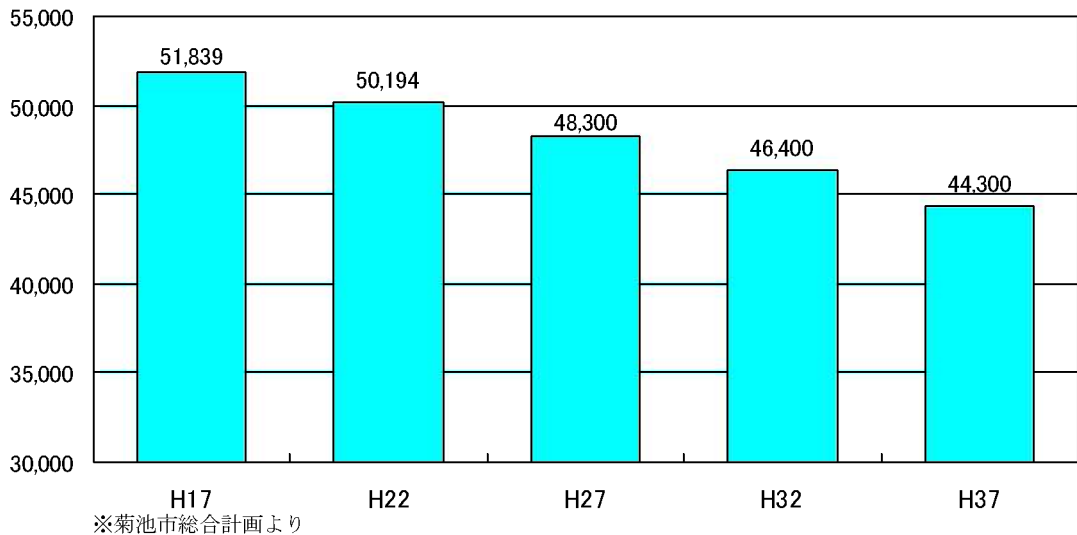
市民一人当たりの人件費は都市部になるほど少なく、山間部など面積が大きい地域ほど人件費の割合は大きくなっています。菊池市は県下平均より若干多くなっていますが、行政改革の一環である人件費削減により、平均に近づいてきています。

## 2 本市の社会経済状況

### (1) 人口推移及び将来予測

#### ① 菊池市の人口推移

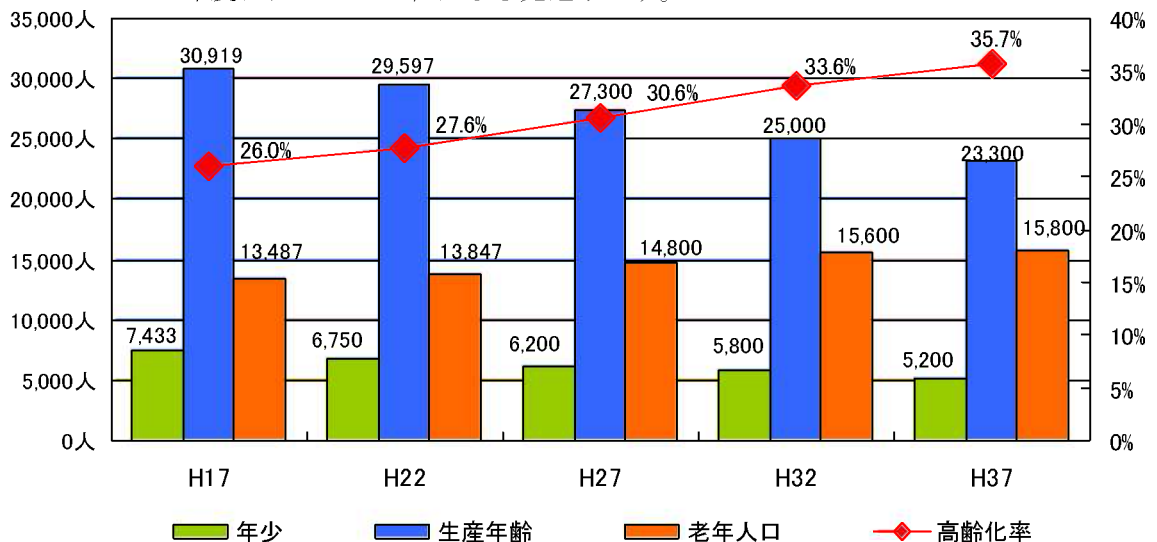
本市の人口は、平成17年度から平成22年度までの5年間で約1,600人減っており、今後の推計においては、5年ごとに2,000人程度減少し、平成37年度には約44,300人にまで減少する見込みです。



#### ② 年齢別人口割合の推移

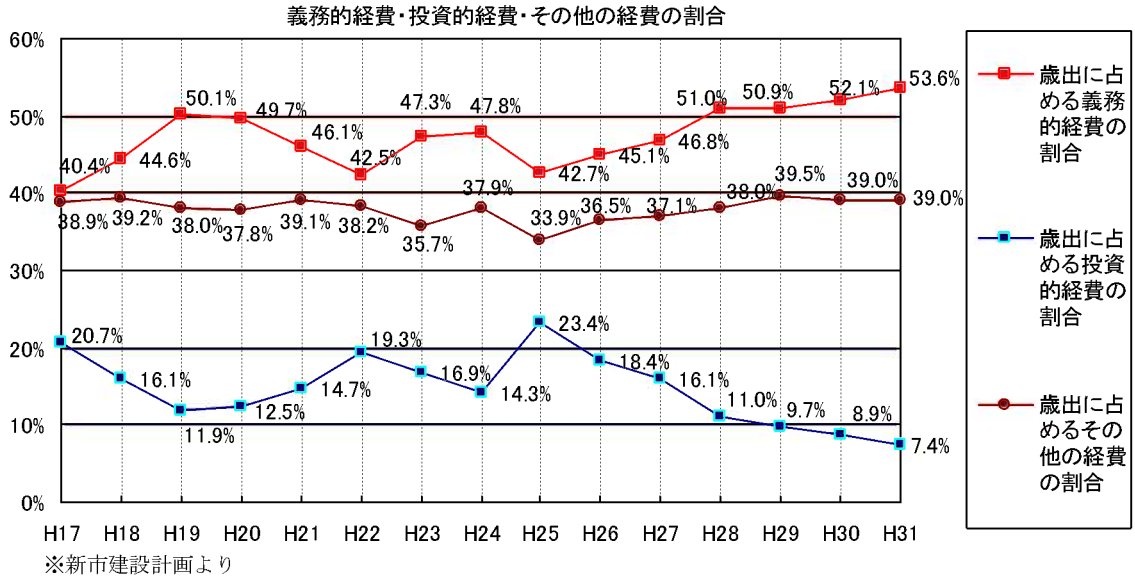
本市の年齢別人口割合推移を見ると年少人口は平成22年度の6,750人から、平成37年には5,200人となり、30%減少する見込みです。一方、老年人口は年々増加傾向にあります。

年少人口、生産年齢人口が減少していく中で、高齢化率は年々増加し、平成37年度には35.7%になる見込みです。

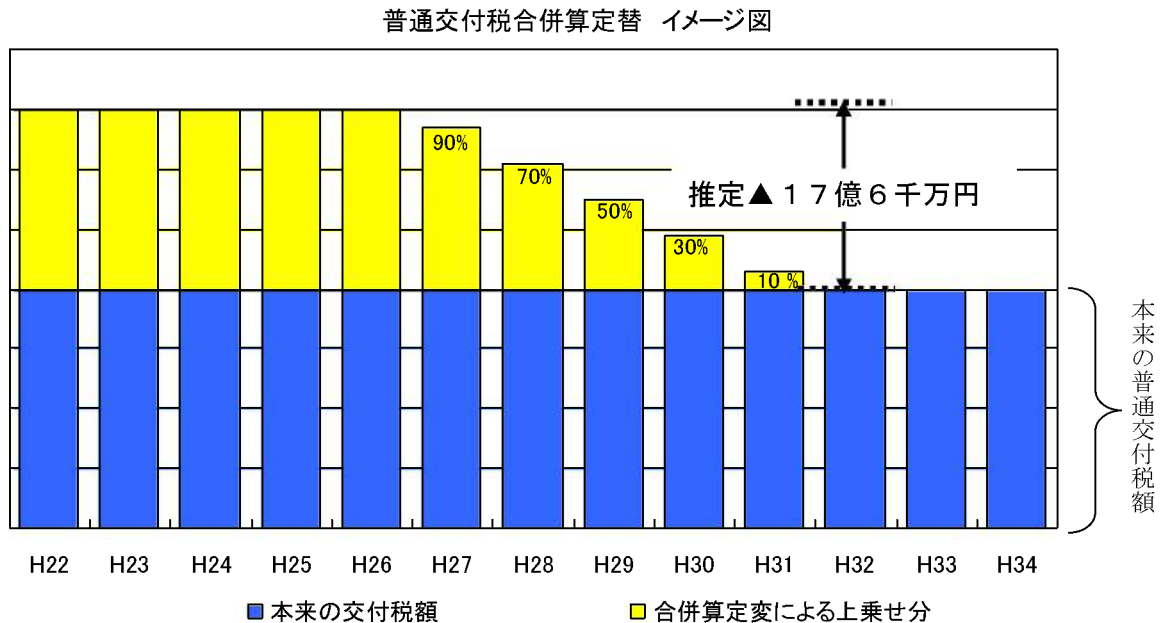


## (2) 行政運営の課題

本市では、集中改革プラン、第一次行政改革大綱、第二次行政改革大綱に基づき、行財政の健全化を図ってきました。しかし、長期に渡る景気低迷や生産年齢人口の減少によって税収が減少する中で、子育て・高齢者支援や生活保護受給者増による民生費など、義務的経費は更に拡大する傾向にあり、財政の硬直化が予想されます。



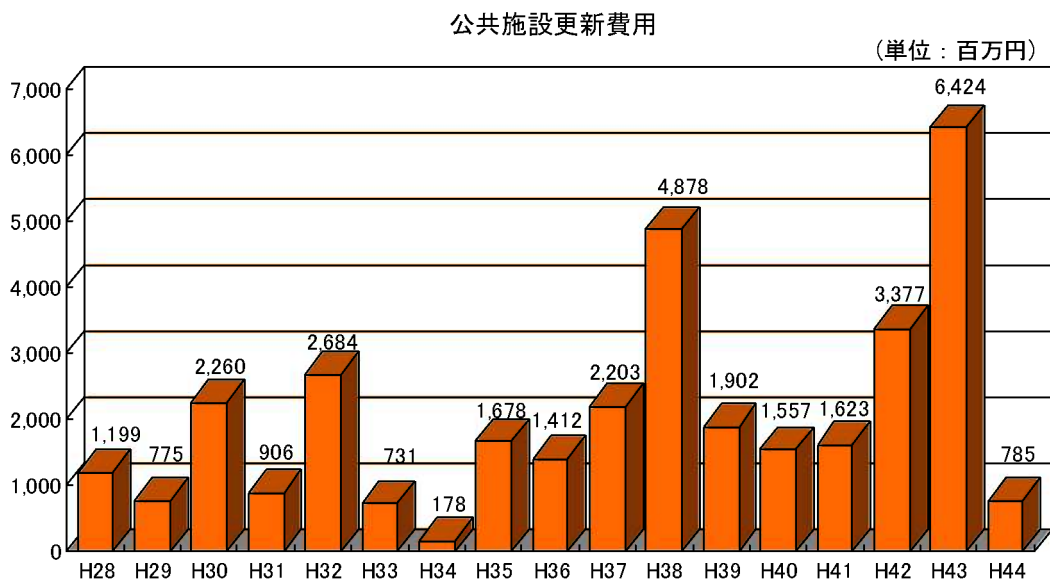
また、合併算定替の特例措置により算定(合併前の旧市町村ごとに算定される額の合計を下回らないように算定)されていた普通交付税額は、平成27年度から5年間で段階的に縮減され、平成32年度からは本来の菊池市の普通交付税額に一本算定となることから、一般財源の減少が本市財政にも大きく影響します。



※平成25年度普通交付税算定結果をベースにすると、平成32年度には普通交付税が約17億6千万円減少することになります。

このような状況の中、今後も多様化する市民ニーズに応え、増加する扶助費などの義務的経費の財源を捻出していかなければなりません。

さらには、本市は人口1人当たりの公共施設延床面積が県内自治体平均及び全国平均を大きく上回っており、高度経済成長期等に集中して整備された施設の維持補修費用が増加しているとともに、これらの施設が一斉に更新時期を迎え、その費用は財政的に大きな負担となります。現施設全てをそのまま維持し続けることや、安易な更新は費用の増加及び将来世代への負担の転嫁となるため、選択と集中による総量縮減・利用調整・処分・利活用が求められます。



※建物のみ(道路等インフラは含まず) ※一般会計・特別会計全て含む

※耐用年数経過後に再調達価格で建替えた場合の試算 ※平成22年10月8日作成

安定的・継続的かつ質の高い行政サービスの提供のために、財源の確保はもとより、更なる歳出の抑制と、効率的な行財政運営が求められ、継続的な行財政改革が必要です。

### (3) 国の動向と地方の役割

平成24年12月に発足した安倍政権下で行われた経済・財政・金融の政策であるアベノミクスによる経済再生の効果により、GDP<sup>[10]</sup>の連続プラス成長、物価・株価・地価の上昇などに見られるように国内経済に浸透し、景気は徐々に回復していると言われています。

しかし、安定的な成長と、地方経済への波及のために、今後も国と地方の連携した取り組みが必要です。

また、地域主権改革として、国は平成21年に地域主権戦略会議を内閣府に設置、平成22年には地域主権戦略大綱を閣議決定しました。併せて、同大綱の具現化のため、平成23年に第1次・第2次一括法、平成25年に第3次一括法が交布され、地方自治体の実情に合った行政を行うことができるよう、国と地方の役割分担が進み、事務と権限の移譲が進められてきました。

そのような状況の中、平成26年度地方財政計画の取組方針では、地方財政を健全化し、自律を促進するアプローチの一つとして、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入し、がんばる地方を息長く支援することとされています。

その指標の一つとして、地方自治体の取り組みに着目した交付税算定がうたわれ、行政改革による歳出削減や、人件費削減の取り組みなど、行革努力に応える算定が行われることとされており、地方自治体には更なる効率的な行政運営のための改革が求められています。

#### (4) 公共の担い手

本市の人口は、2(1)で示したとおり減少傾向にあり、生産年齢人口が減少する一方で、高齢化率の上昇が顕著で、さらに地域間で大きなばらつきがあります。人口減少と高齢化が進行したことに加え、ライフスタイルの変化などの社会的変化により、地域コミュニティが衰退し、社会的集団生活が困難な地域の増加が危惧されます。

このような社会的変化により、これまで行政が担ってきたまちづくり、生涯学習、文化、福祉、健康などに対する公共サービスだけでは、市民の多様なニーズに対応ができなくなってきており、公益性の高い市民活動の重要性は今後更に高まります。

### 3 これからの行政改革

#### (1) 行政改革の目的と位置づけ

##### ①行政改革大綱の目的

地方自治法によって、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げなければならないことが定められています。前記したとおり、本市が置かれている状況は厳しく、社会情勢の大きな好転が見込めないことから、増加する義務的経費を捻出するためには、今後もより一層のコスト意識を持って行政運営、行政経営を行うことが当然求められます。

また、人口減少や少子高齢化などによる構造的変化は地域コミュニティーや地域福祉に影響し、従来の行政サービスを維持し、継続して提供していくことは困難な状況となることが予想されます。これまで行政が担ってきた分野であっても、地域に応じて、市民一人ひとり・ボランティア団体・NPO・社会福祉法人、企業など様々な主体が公共の担い手となり、行政との協働が求められます。

第三次行政改革では、第一次・第二次行政改革で取り組んできました事務事業の見直しや職員数の削減等による行財政の効率化に向けた取り組みも引き続き必要と考えています。

これに加えて、市民と行政が互いの特性を踏まえたうえで、これまでの役割を見直し、信頼と適切な役割分担によるパートナーシップに基づきながら、これから担うべき新しい役割について共通の認識を持ったうえで取り組めるような仕組みづくりも必要です。

そこで、今回の第三次行政改革は、『時代に即応した連携と協働のまちづくり』と『持続可能な財政基盤の確立』を目的として推進します。

## ②行政改革大綱の位置づけ

### 第二次菊池市総合計画に掲げる将来像の実現

本市では、『自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全癒しの里きくち』を将来像とする第二次菊池市総合計画(平成27年度～29年度)を策定しました。

本行政改革大綱は、第二次菊池市総合計画に掲げる施策を効率的、効果的に実現するための取り組むべき指針として位置づけます。

#### 【第2次菊池市総合計画】

将来像を実現するための政策分野6「開かれた市政と行財政の効率化」を達成するための施策33「機能的な行政運営」、施策34「財政基盤の強化と計画的執行」があり、課題解決に向けた取り組みに、第三次行政改革大綱の推進を掲げています。



## 第 2 次 菊 池 市 総 合 計 画 (本 市 最 上 位 計 画)

自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全  
癒しの里きくち

6 政策分野『開かれた市政と行財政の効率化』

目指す姿『行財政改革による健全なまち』

施策 3 3 『機能的な行政運営』

施策 3 4 『財政基盤の強化と計画的執行』

## 第 三 次 行 政 改 革 大 綱

効率的な市民サービスの推進

役割分担に基づく市民との協働の推進

分かりやすい情報発信と情報セキュリティの強化

効果的な行財政運営の推進

効率的な組織の構築と人材育成

外郭団体の見直し

### (2) 第三次行政改革大綱の計画期間

第三次行政改革大綱の計画期間は、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間とします。

### (3) 行政改革の視点

第三次行政改革大綱は、「時代に即応した連携と協働のまちづくり」と「持続可能な財政基盤の確立」を達成するために、以下の3つの視点で推進します。

#### 『変化に対応した行政サービスの推進』

多様化するニーズや行政課題に対応し、市民視点のサービス提供を行うための改革に取り組みます。

#### 『市民と行政の相互理解』

積極的な行政情報の提供を行い、問題意識や行政改革の状況等、共有化を図りながら改革に取り組みます。

#### 『コスト意識の徹底』

持続可能な財政基盤の確保のため、職員のコスト意識醸成を図りながら改革に取り組みます。

### (4) 行政改革の基本方針

第三次行政改革大綱では、以下6つの基本方針と、13の取組事項を掲げて改革に取り組みます。

#### 基本方針1【効率的な市民サービスの推進】

I C Tや民間活力等の活用によって、行政運営の効率化とサービスの質の向上<sup>[12]</sup>を図ります。

- 質の高いサービスの提供
- 民間活力の活用
- 広域行政への対応

#### 基本方針2【役割分担に基づく市民との協働の推進】

各種団体をはじめとする多くの市民の皆様から広く意見を取り入れ、まちづくりに参画していただくための仕組みづくりを行います。

- 市民との協働の仕組みづくり

### 基本方針3【分かりやすい情報発信と情報セキュリティの強化】

あらゆるコンテンツを活用した情報の発信により、積極的な情報の公開を行うとともに、情報を公開する上で必要なセキュリティの強化を進めます。

- 情報発信力の強化
- 安全性と信頼性の確保

### 基本方針4【効果的な行財政運営の推進】

厳しい財政状況が続く中で、老朽化する公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施することで、財政負担の軽減を図り、公共施設等の最適な配置を行うとともに、行政サービス受益者負担適正化を行い、最小の経費で最大の効果を上げるための見直しを行います。

また、公平性・公益性の確保のための見直しと、効率的・計画的な行財政運営の実施を図ります。

- 公共施設等の適正管理
- 受益者負担の適正化
- 効率的・計画的な行財政運営
- 補助金・負担金等の見直し

### 基本方針5【効率的な組織の構築と人材育成】

効率的、効果的な行政運営を進めるための組織機構の構築と、定員管理計画に基づいた定員管理を行います。また、市職員の意欲と能力を向上させるための制度の確立や、多様な研修の機会を提供します。

- 効率的組織体制の確立と組織力の強化
- 職員の意識改革及び計画的な人材育成

### 基本方針6【外郭団体の見直し】

第三セクター見直し方針の推進はもとより、各法人の自立した運営、経営を目指します。また、土地開発公社見直し基本計画に基づき、公社の解散にむけた取り組みを進めます。

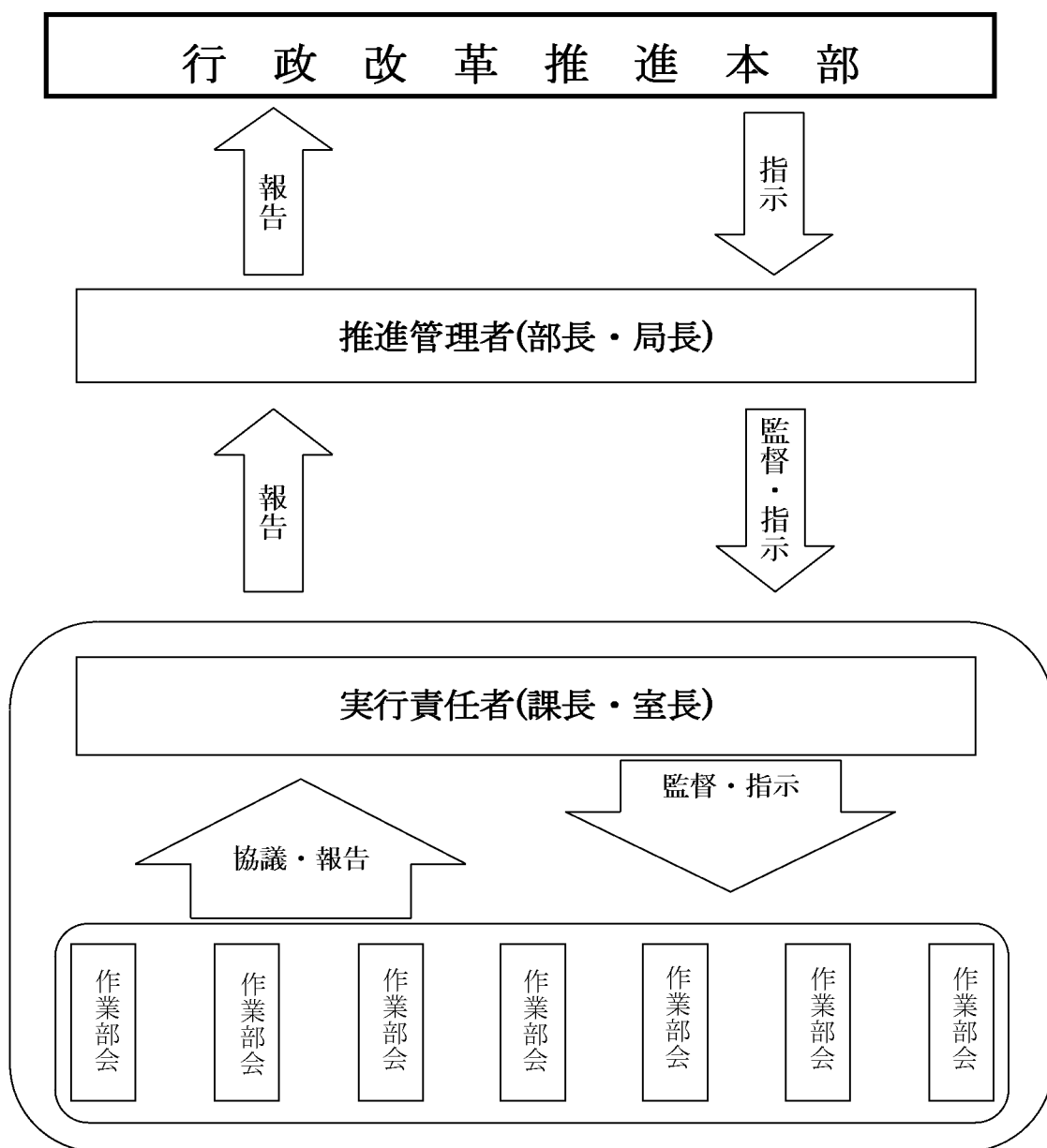
- 第三セクター等の抜本的改革の推進

#### 4 行政改革の推進体制

行政改革の推進を図るために、市長を本部長とする菊池市行政改革推進本部が設置されています。

##### (実行体制)

行政改革大綱実施項目は、行政改革推進本部の指示の下、計画的実行体制確立のために推進管理者、計画的実行のために実行責任者、実施項目を調査検討するための作業部会を設置し、取り組んでいきます。



5 取組事項

視点	目的	基本方針	取組事項
<p>『変化に対応した行政サービスの推進』</p> <p>『市民と行政の相互理解』</p> <p>『コスト意識の徹底』</p>	『時代に即応した連携と協働のまちづくり』	1 効率的な市民サービスの推進	(1)質の高いサービスの提供
		(2)民間活力の活用	
		(3)広域行政への対応	
		2 役割分担に基づく市民との協働の推進	(4)市民との協働の仕組みづくり
		(5)情報発信力の強化	
		(6)安全性と信頼性の確保	
	『持続可能な財政基盤の確立』	4 効果的な行財政運営の推進	(7)公共施設等の適正管理
		(8)受益者負担の適正化	
		(9)効率的・計画的な行財政運営	
		(10)補助金・負担金等の見直し	
		5 効率的な組織の構築と人材育成	(11)効率的組織体制の確立と組織力の強化
		(12)職員の意識改革及び計画的な人材育成	
		6 外郭団体の見直し	(13)第三セクター等の抜本的改革の推進

## 基本方針 1 【効率的な市民サービスの推進】

<b>(1)質の高いサービスの提供</b>	
①各種証明書コンビニ交付サービスの導入	マイナンバー <sup>[13]</sup> 制度の施行に合わせ、個人番号カードの付加価値と市民サービス向上のための取り組みの一つとして、各種証明書コンビニ交付サービス導入を平成 28 年度 2 月開始予定。
②税等コンビニ払込サービス等の検討	コンビニ収納に限らず、他の収納方法も検証しつつ、総合行政システム更新と合わせて導入を検討します。
③施設予約システムの構築	体育施設や生涯学習施設について、インターネットからの予約システムを構築することによる利便性向上と利用促進について取り組みます。
④ICT 等利活用の推進	①～③に掲げるもののほか、本市の様々な課題(少子高齢化や地域経済活性化等)に対応するため、多様な分野における ICT 等の効果的な利活用の促進に取り組みます。
⑤窓口業務改善の推進	庁舎整備と並行し、窓口のワンストップ化、フロアマネージャーの設置、窓口業務の民間委託等を検討し、市民満足度向上を図ります。
<b>(2)民間活力の活用</b>	
⑥特別養護老人ホーム民営化の検討	公と民との役割分担、柔軟で迅速なサービスの提供及び、高齢化社会における特別養護老人ホームの安定的・永続的な運営のため、民営化の検討を行います。
⑦PPP・PFI 事業 <sup>[14]</sup> の活用	PPP・PFI を活用した民間活力の活用についての研究検討と推進を図ります。
<b>(3)広域行政への対応</b>	
⑧広域行政への対応	生活圏域の拡大に伴う市民ニーズに的確に対応するために、広域行政についての可能性を検証します。

## 基本方針2【役割分担に基づく市民との協働の推進】

(4)市民との協働の仕組みづくり	
⑨NPO等の市民団体との協働、 情報共有	市民のライフスタイルや市民意識の変化、少子高齢化などの社会的動向や、人口動態の大きな構造的変化により、地域活力の低下が懸念されることから、行政と市民一人ひとり、各市民団体等と役割分担や連携強化を図り、協働によるまちづくりを進めます。
⑩地域福祉の推進	市民の意識づくりに努め、行政、社会福祉協議会、地域住民、福祉事業所等が連携して地域福祉に取り組む仕組みづくりを進めます。
⑪パブリックコメントの徹底	パブリックコメント <sup>[15]</sup> の周知を図るとともに、市民が意見を提出しやすい環境を整備します。

## 基本方針3【分かりやすい情報発信と情報セキュリティの強化】

(5)情報発信力の強化	
⑫SNSの活用等、情報公開の推進	ソーシャルネットワーキングサービスを積極的に活用し、市政情報の多角的情報発信と、市内外の方々とのコミュニケーション整備に取り組めます。また、積極的な情報公開を推進し、情報の共有化、公正性の確保、透明性の向上を図ります。

(6)安全性と信頼性の確保	
⑬個人情報保護の徹底	進歩する情報通信技術を利用するにあたり、安全性と信頼性を確保するため、管理体制の強化をはじめ、適正な運用を図ります。

## 基本方針 4 【効果的な行財政運営の推進】

<b>(7)公共施設等の適正管理</b>	
⑭公共施設等総合管理計画の策定と推進	公共施設等の状況把握を行い、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減と施設の最適な配置と整備を行います。
<b>(8)受益者負担の適正化</b>	
⑮上下水道料金等の見直し	施設整備のため借り入れた起債の償還や、施設の維持管理費の増加や老朽化した施設の更新等により、上下水道等の会計は厳しくなることが見込まれます。健全な上下水道会計を行うため、上下水道料金等の検証・見直しに取り組みます。
⑯施設使用料の見直し	使用料で賄うことができない施設維持管理費の不足分は、公費負担(市民の負担)となるため、未利用者との公平性の観点から、受益者負担の見直しを行います。
<b>(9)効率的・計画的な行財政運営</b>	
⑰事業評価、施策評価によるPDCA サイクルの強化 <sup>[16]</sup>	事務事業の評価を実施し、事業の整理統合・廃止の可能性検証や見直しを行い、効率的・効果的な事業の実施を図ります。また、総合計画の進捗管理を行うための施策評価を行います。
⑱新市建設計画普通建設事業の適正な執行	平成25年度に見直した新市建設計画の普通建設事業において、新市としての一体性と調和を図るために適正な執行を行う。
<b>(10)補助金・負担金等の見直し</b>	
⑲各種団体への補助金の見直し	地域活動団体の担い手である被補助団体の自治意識高揚と、財源が広く市民からの税金で賄われていることに鑑み、公平性・透明性・公益性の確保のための見直しに取り組みます。
⑳各種団体への負担金の見直し	負担金の目的と効果の検証を行い、補助金同様に見直しに取り組みます。
㉑委託業務見直し	業務委託について点検を行うとともに、必要に応じて見直し、削減に向けた取り組みを行います。



## 基本方針 5 【効率的な組織の構築と人材育成】

### (11) 効率的組織体制の確立と組織力の強化

② 定員管理計画の推進と組織力の強化	平成 26 年度に策定した菊池市定員管理計画に基づき、計画的な職員数の削減に取り組みます。また、風通しのよい職場づくりを行い、簡素で効率的な組織を構築し、組織力を強化します。
--------------------	---

### (12) 職員の意識改革及び計画的な人材育成

③ 職員提案制度の推進	職員提案制度を推進し、職員の創意工夫を積極的に採用することにより、事務改善、公共サービス向上、職場活性化に取り組みます。
④ 市民から信頼される人材の育成	市民から信頼され、自覚と責任を持つ職員を育成するため、人事評価制度の活用や職場内、職場外での研修を実施します。

## 基本方針 6 【外郭団体の見直し】

### (13) 第三セクター等の抜本的改革の推進

⑤ 第三セクターの見直し	平成 21 年度に策定した第三セクター見直し方針を推進し、経営状況等の公表による透明化を継続的に行うとともに、法人への施設譲渡、組織の統合等を含め、自主・自立した運営への転換を図ります。
⑥ 土地開発公社の解散	土地の先行取得を主業務とする土地開発公社の必要性は薄れていることから、土地開発公社見直し基本計画に基づき、早期解散に向けた取り組みを行います。

## 用語の解説

### 【1】 扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や自治体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。

### 【2】 経常収支比率

市税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す。

### 【3】 実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、「一般会計などの実質的な赤字額」が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源の規模」に占める比率をあらわす。通常は、その年度に実施した事業のための支払いは、その年度の歳入により行うことが原則。実質赤字とは、財政状況からその原則に添えなかった額の合計となる。

### 【4】 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率も、各年度の経営状況を示す指標であるが、実質赤字比率が「一般会計などの実質的な赤字額」であるのに対し、こちらは自治体の「一般会計」「特別会計」「公営企業会計」すべての会計を通しての赤字額が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源の規模」に占める比率。

### 【5】 実質公債費比率

収入に対する負債返済の割合を示す。3年間の平均値を使用。18%以上で、新たな借金をするために国や県の許可が必要。25%以上で借金を制限される。

### 【6】 将来負担比率

将来に支出しなければならない財政負担が、「標準的な状態で収入が見込まれる、各自治体の一般財源の規模」の何倍に当たるかを示す指標。つまり「将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるか」の割合を示すもの。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる。都道府県・政令市では400%、市町村では350%を超えると、危険水域と考えられている。

### 【7】 コーホート

ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率(死亡率の反対)と出生率(また、必要な場合には移動率も)を適用して将来人口を計算する方法である。

### 【8】 義務的経費

地方財政の経費分類の一つ。経費は、(1)義務的経費、(2)投資的経費、(3)その他の経費に大別され、それぞれに性質別分類による費目がある。義務的経費としては人件費、扶助費(生活保護費、児童福祉費、老人福祉費など)、公債費など、その支出が法律上義務づけられたものや国の指示によって事実上強制されるものがある。

**【9】 普通交付税**

自治体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるように国が交付する税。

**【10】 GDP**

GDPとは Gross Domestic Product の略で国内総生産を意味し、一年間に国内で生産された付加価値の合計の額のことである。

**【11】 NPO**

特定非営利活動。保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行う団体のこと。

**【12】 ICT**

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。海外では、IT より ICT (Information and Communication Technology) のほうが一般的である。

**【13】 マイナンバー制度**

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。平成27年10月から、市民の皆様一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用される。

**【14】 PPP・PFI**

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共サービス（公共施設の建設、維持管理、運営等）に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。PPP (Public Private Partnership) は、この概念をさらに拡大し、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいう。したがって、PFI は PPP の実施手段のひとつということになる。

**【15】 パブリックコメント**

自治体の政策立案過程で市民の意見を聞く制度。自治体が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を聞いておき、それを意思決定に反映させるために行う制度。

**【16】 PDCAサイクル**

各種施策を行う一連の活動を、それぞれ Plan-Do-Check-Action (PDCA) という観点から管理するフレームワーク。①Plan: まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。②Do: 組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。③Check: 途中で成果を測定・評価する。④Action: 必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たな PDCA サイクルを進める。